

【公共施設一覧表に関する留意事項】

<対象の施設について>

令和 8 年 3 月 31 日時点で市が持っている施設のうち、次のものは載せていません。

- 100 ㎡以下の小さな施設(福祉会館など一部の施設は載せています。)
- 取り壊すことが決まっている施設
- 市の公共施設マネジメント計画の対象外の施設(別の建替え計画がある地方卸売市場やクリーンセンターなど)
- 市営住宅
- 学校

<数値や言葉の意味> (※の数字は、一覧表の各見出しに記載している番号です。)

※1 「延床面積」には、自転車置き場などの小さな建物は入っていないので、実際の広さと異なることがあります。

※2 「建物所有状況」が区分所有の敷地面積は、建物の持分割合によるものです。

※3 「主要構造」「建築年」は、施設の中の主となる建物の情報です。「主要構造」の用語は次のとおりです。

「SRC」…鉄骨鉄筋コンクリート造

「RC」…鉄筋コンクリート造

「S」…鉄骨造

「軽 S」…軽量鉄骨造

「CB」…コンクリートブロック造

※4 「用途地域」は、敷地が 2 つ以上のエリアにまたがっているときは、広い方のエリアが使われます。

※5 「避難所指定」は次の 3 つの場所です。

「指定避難場所」…災害で家にいられなくなったときにまず行く場所

「福祉避難所」…お年寄りや体の不自由な人が安心して避難できる場所(必要なときに開けます)

「津波等一時避難場所」…津波や洪水のときにすぐ避難できる場所

避難場所について、詳しくは市のホームページをご覧ください

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/hinan/021shelter.html

※6 「耐震化の状況」は、建物の強さの基準です。

「完了」…新しい基準でしっかりした建物(1981 年 5 月 31 日以前に設計等されたものでも、改修などで基準を満たせばこちらに含みます。)

「未完」…古い基準の建物(1981 年 5 月 31 日以前に設計等されたもの)

※7 「施設の整備計画等」は、計画がないところは「-」と書かれています。

※8 「第 1 次公マネ計画の位置づけ」の「再編」は、計画を作る前に行った取り組み(例えば生涯学習プラザの設置)も含みます。

<利用用途別分類についての説明>

分類	内容
01_庁舎等施設・事務所	本庁舎など、市が事務事業を行うための事務所機能を有する施設
02_集会系施設(集会場)	主として集会やイベント等を行うことが可能な貸館機能を有する施設
03_集会系施設(福祉会館)	市立の福祉会館(地域(社会福祉連絡協議会)へ貸付)
04_高齢者施設	主として高齢者の福祉の増進を目的とした施設
05_障害者(児)施設	障害者・障害児のための施設
06_保育所・障害児施設	主としてこどもの保育機能を有する施設
07_その他保育施設	保育所に該当しない保育機能を有する施設
08_児童ホーム・こどもクラブ	児童が放課後を過ごすための施設
09_青少年・教育研修施設	青少年や教員のための施設
10_産業振興施設	事業者のための施設
11_公園施設	公園内にある施設
12_消防施設	消防庁舎
13_社会教育系施設	図書館や博物館など
14_体育施設	主としてスポーツを行うための施設
15_その他	上記のどの分類にも該当しない施設
16_借受施設	他者から建物を借りて設置している施設